（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品は、次に掲げるもの及び再製造単回使用医療機器とする。 1～19　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品は、次に掲げるもの及び再製造単回使用医療機器とする。 1～19　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の廃止）

第十三条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

○厚生労働省告示第三百二十五号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。ただし、令和七年十二月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

本則中「令和七年十月一日から同年十二月三十一日」を「令和八年一月一日から同年三月三十一日」に改める。

別表第一昭和22年度の項中「16,013」を「19,216」に、「19,350」を「23,414」に改め、同表昭和23年度の項中「5,820」を「6,984」に、「7,211」を「8,725」に改め、同表昭和24年度の項中「3,964」を「4,757」に、「4,766」を「5,767」に改め、同表昭和25年度の項中「3,346」を「4,015」に、「4,093」を「4,953」に改め、同表昭和26年4月～6月の項中「2,947」を「3,536」に、「3,649」を「4,415」に改め、同表昭和26年7月～9月の項中「2,788」を「3,346」に、「3,767」を「4,558」に改め、同表昭和27年4月～6月の項中「2,476」を「2,971」に、「3,046」を「3,686」に改め、同表昭和27年7月～9月の項中「2,476」を「2,971」に、「2,942」を「3,560」に改め、同表昭和27年10月～12月の項中「2,360」を「2,832」に改め、同表昭和28年1月～3月の項中「2,321」を「2,785」に改め、同表昭和28年10月～12月の項中「2,496」を「3,020」に改め、同表昭和29年1月～3月の項中「2,065」を「2,478」に、「2,473」を「2,992」に改め、同表昭和29年4月～6月の項中「2,015」を「2,418」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和29年7月～9月の項中「2,015」を「2,418」に、「2,416」を「2,923」に改め、同表昭和29年10月～12月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和30年1月～3月の項中「2,015」を「2,418」に改め、同表昭和30年4月～6月の項中「2,000」を「2,400」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和30年7月～9月の項中「2,048」を「2,458」に改め、同表昭和30年10月～12月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,496」を「3,020」に改め、同表昭和31年1月～3月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,473」を「2,992」に改め、同表昭和31年4月～6月の項中「1,936」を「2,323」に、「2,435」を「2,946」に改め、同表昭和31年7月～9月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和31年10月～12月の項中「1,906」を「2,287」に、「2,396」を「2,899」に改め、同表昭和32年1月～3月の項中「1,920」を「2,304」に、「2,435」を「2,946」に改め、同表昭和32年4月～6月の項中「1,888」を「2,266」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和32年7月～9月の項中「1,906」を「2,287」に、「2,376」を「2,875」に改め、同表昭和32年10月～12月の項中「1,872」を「2,246」に改め、昭和33年1月～3月の項中「1,872」を「2,246」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和33年4月～6月の項中「1,872」を「2,246」に改め、同表昭和34年4月～6月の項中「1,679」を「2,015」に改め、同表昭和34年10月～12月の項中「2,062」を「2,495」に改め、同表昭和35年1月～3月の項中「2,078」を「2,514」に改め、同表昭和35年4月～6月の項及び昭和35年7月～9月の項中「1,640」を「1,968」に、「2,029」を「2,455」に改め、同表昭和35年10月～12月の項中「1,573」を「1,888」に、「1,963」を「2,375」に改め、同表昭和36年1月～3月の項中「1,559」を「1,871」に、「1,997」を「2,416」に改め、同表昭和36年10月～12月の項中「1,345」を「1,614」に、「1,649」を「1,995」に改め、同表昭和37年1月～3月の項中「1,595」を「1,930」に改め、同表昭和37年4月～6月の項中「1,300」を「1,560」に改め、同表昭和37年7月～9月の項中「1,278」を「1,534」に改め、同表昭和38年4月～6月の項及び昭和38年7月～9月の項中「1,331」を「1,611」に改め、同表昭和38年10月～12月の項中「1,092」を「1,310」に改め、同表昭和39年1月～3月の項中「1,102」を「1,322」に改め、同表昭和39年4月～6月の項中「1,056」を「1,267」に改め、同表昭和39年7月～9月の項中「1,040」を「1,248」に改め、同表昭和39年10月～12月の項中「1,109」を「1,342」に改め、同表昭和40年1月～3月の項中「1,117」を「1,352」に改め、同表昭和41年4月～6月の項窯業・土石製品製造業の欄中「882」を「1,058」に改め、同表昭和41年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「853」を「1,024」に改め、同項その他の製造業の欄中「931」を「1,127」に改め、同表昭和41年10月～12月の項中「895」を「1,083」に改め、同表昭和42年1月～3月の項中「847」を「1,016」に、「901」を「1,090」に改め、同表昭和43年4月～6月の項中「698」を「838」に、「739」を「894」に改め、同表昭和43年7月～9月の項中「726」を「878」に改め、同表昭和44年7月～9月の項中「593」を「712」に改め、同表昭和44年10月～12月の項中「574」を「689」に、「600」を「726」に改め、同表昭和45年1月～3月の項中「588」を「706」に改め、同表昭和46年4月～6月の項中「479」を「575」に、「476」を「576」に改め、